

令和6年度神奈川県子ども・若者施策審議会

第3回若者施策検討部会 議事録

日時 令和6年11月5日(火) 15:00~17:00

開催方法 zoomによる会議

○青少年課 水本GL (司会)

ただいまから、令和6年度神奈川県子ども若者施策審議会、第3回若者施策検討部会を開会させていただきます。

本日は土井委員がご都合により欠席となっております。

委員7名のご出席となり、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、事務局として、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部長、岩崎青少年課長、その他、青少年課より1名、次世代育成課より2名が出席をしておりますので、ご報告いたします。

会議の開催にあたりまして、太田子どもみらい部長からご挨拶申し上げます。

○太田子どもみらい部長

子どもみらい部長の太田と申します。本日は委員の皆様、神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年5月に第1回目の部会を開催しまして、7月に第2回、そして今回が第3回目の会議でございます。

5月の部会の書面開催では、6年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰の候補者の推薦を各市町村にお願いをしている旨、ご説明をさせていただいたところですが、今回市町村から表彰候補者の推薦が出揃いましたので、ご審議をいただきたいと思っております。

また、現在県では、子ども政策に関する新たな計画の策定を進めております。前回の部会、また本体会議の方で、委員の皆様にご議論をいただいた内容を反映しております。また、各施策に係る具体的な事業について、全庁から事業を出してもらってそれを取りまとめまして、県内の様々な団体、学校のご協力のもとに、実際に子ども・若者から生の声を伺いまして、本日の素案を作っております。

本日は委員の皆様、県の子どもの施策に関する新たな道しるべとなる「かながわ子ども・若者みらい計画」の素案、それから「令和6年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰」について、ご意見を賜りたいと思っております。

また併せて、現在進めております、「神奈川県子ども目線の施策推進条例」の素案についてもご報告をさせていただきます。

委員の皆様からいただいたご意見をもとに計画の素案をさらに充実させまして、子ども・若者の目線に立った施策を通じて、子ども・若者一人一人の望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく幸せに暮らせる社会を目指して、その実現につなげていきたいと考えております。ぜひ忌憚のないご意見をよろしく願います。

○青少年課 水本GL（司会）

それでは会議の進行について長谷川部会長に願います。

○長谷川部会長

皆さんこんにちは部会長の長谷川です。

今回3回目ということになりますけれども、今、太田さんからもご説明がありましたけれども、議題と報告事項に取り組んでいきたいと思えます。

まず、最初の議題、「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）素案」について、事務局の方からご説明願います。

○次世代育成課 圓山主査

（資料1に基づき説明）

○長谷川部会長

どうもありがとうございました。

今回、ゆうパックでこの素案の方もお送りいただきありがとうございました。

委員の皆様も、ちょっと突き合わせする時間がなかったかと思えますけれども、今ポイントという形でご説明いただきました。ここからはご意見やご質問をいただきたいと思えます。

深町さん願います。

○深町委員

大変ボリュームの多い資料の中でポイントを絞ってご説明いただきありがとうございました。

今ご説明いただいた資料1-1に記載の表側が、必ずしも資料1-2の素案の頁と合っていないので、ちょっと探しづらいというのがありました。

例えば、スライド17頁の「2-12 ③ライフステージ別の重要事項」において、「11高校中退の予防」が、今回若者部会で重要ということで赤枠で囲んでいただいたんですが、92頁からと書いてありますが、実質上123頁に書いてあるんですね。ちょっ

と探すのが大変なので、ここを見て欲しいという箇所は頁を間違えないように、頁番号を入れていただくと見やすくなるので、助かります。それがまず1点です。

この資料の中で、スライドの23頁の「2-18 ⑤子ども・若者を地域でともに育む施策」の重点施策1「子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保」となっていて、様々な事業が入っていますが、おそらくこの部会での焦点となるのは、このうちの4ポツ目の「ひきこもり・不登校を支援する人材の養成研修」かなと思います。

これに該当するところが素案の146頁になっていて、そこも頁の記載がずれているんですが、今ご説明いただいたのは、次の頁の「保育人材のメンタルケア」とか「教員に対するメンタルケア」というお話でしたが、この部会ではそこが中心テーマではなくて、この4ポツ目のところかなと思います。この部分について、保育士とか教員とか養成の仕方が違う職種と一緒に全部入ってしまっていて、人材確保という形で重点施策を一体化してしまって本当に大丈夫なのかなと気になりました。

ひきこもり、不登校支援をする人材養成は、保育士確保とは違う方向性だと思うので、このように性質の違う内容が一緒に束になっていることについて、その意図が、事務局の方でご説明いただけるようであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○長谷川部会長

深町さんありがとうございます。

確かに、ここに置かれているというのは何か理由や意図があるだろうと。もしその意図があるようであれば、ご教示願いたいというご質問だと思います。事務局いかがでしょうか。

○次世代育成課 圓山主査

ご意見ありがとうございます。

ご指摘いただいた計画の素案、資料1-2で言うところの144頁の部分は、こちらの重点施策「子ども・若者・子育てに関わる人材の確保」の中に、保育士だけでなく、ひきこもり等の支援の混じってしまっているのが見えづらいというご意見だと理解しておりますが、こちら重点施策の置き方とそれぞれの個別施策の置き方につきましては、国の方で策定しております「こどもまんなか社会実行計画」の作りを参考に重点施策、個別施策を作らせていただいております。

そちらの配置に倣って県で該当する個別事業を、個別施策の下に置かせていただいているという状況になっております。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございました。国の置き方に合わせて、県もそれに倣って作っているということで、ひきこもり、不登校支援する人材の養成研修については、何か特殊なものを入れたということではなく、国の並べ方に合わせて入れたということで理解してよろしいですか。

○圓山主査

はい、おっしゃる通りです。

○長谷川部会長

子ども・若者が直面する問題を総合的に扱っているために、どうしてもこういう形に、法定の専門職とそうでないものを一緒になってしまうという背景があるんだなど、今、私も理解できたところです。

いかがですか皆さん、ご質問、ご意見いただけたらと思います。

はい、鈴木さんお願いします。

○鈴木委員

今日いくつか素案を見せていただいて思ったことがありましたので、いくつか質問と意見を言わせていただきます。

1つは、今回若者施策の部会ということで、素案を「若者」という言葉でひたすら検索して見たところ、「子ども・若者」とまとめられているのですが、この若者期特有の施策みたいなところで言うと、何だか既存のものが並んでいるだけで、せっかく新しい計画なので、何かもう1歩、せっかく「子ども・若者」と置いていて、かつ若者の困難もいろいろあるので、余りにたくさんのもが入っているのが難しいのかなと思いつつ、若者施策はどうなっているのかというのを、この中から理解するのはちょっと難しく、どう素案を読んだらいいのかなという入口でちょっと詰まってしまったかなと思っています。

2点目は、私たちは居場所づくりをしている団体でもあるので、このままでは、いろんなターゲットを絞った居場所や、ひきこもり等の若者の居場所であるとか、或いは生活支援の事業の一定の居場所であるとか、そういうのがしっかり掲載されていることはありがたいと思う反面、今回、特にユニバーサルな居場所というものについて、先ほどのご説明いただいた事業の中の、重点施策の居場所づくりということで、きちんと子どもの居場所づくりの環境整備が載っているんですが、こちらを拝見しても、じゃあ、ユニバーサルな居場所とか子どもたち、若者たちが多様な形で参加できる居場所って具体的にはどういうふうに進められていくのか、或いはこれについて子

どもや若者たちが参画したことがどう生かされていくのか、もうちょっとうまく、最初の前段の子ども・若者の参加と居場所、ユニバーサルな居場所、みんなの居場所って、うまく繋がっていないかなあという感じがして、何か具体的にここで想定されている、ここは2つ質問なんですけれども。

具体的には民間事業者と連携をしたり、居場所づくりの環境整備っていうのは、これによって何が生まれてくる施策としてここで書かれているのかというのを伺いたいたいなと思いました。

3つ目が、高校年代とか、高校中退に関する素案を読ませていただいたの感想と、もしお考えがあればというところで、高校中退は、高校中退前と後という形になっていて、前のところはほとんど教育委員会、学校の中で行うものや、教育支援センターといった教育委員会所管のものなのかなと思いました。

また、中退後となると、サポートステーションであるとか、割と専門機関中心になっていて、学校から専門機関までが、とっても遠いなあと思います。そこで、もうちょっと相乗りするとか、地域で受けとめるとか、そういった学校と専門機関との間をつなぐようなものとか、地域についてどのように考えているのかという点で、もし何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。私の方からは以上です。

○長谷川部会長

鈴木さんありがとうございます。3点につきまして事務局の方から、ご回答いただけますでしょうか。

○岩崎青少年課長

青少年課長の私から一通りお答えをいたします。今3つ、若者単体という部分の取り上げ方がちょっと足りないんじゃないかという話と、居場所づくりという部分で具体的な施策とか展開がないんじゃないかというお話と、中退前後との間をつなぐもの、中退後から、専門機関にかかる前の、地域で受けとめるとか、もうちょっとグラデーションとか中間的な部分の受けとめ、その具体的な施策がどうなのかというご質問やご意見という受けとめとしてよろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。大丈夫です。

○岩崎課長

今おっしゃっていただいたその若者固有の従来的な非行とか、それ以外の困難さで

あったりとか、それぞれ関連してると思うんですが、その居場所を従来もフリースクールとかフリースペースみたいな支援はあったんですが、そもそも居場所というのはどういうものかという話であったりとか、高校中退に向けた第3の居場所とかそういうところにも関連すると思うんですけども、それがまさに最近になって、こども家庭庁も注目をし始めたり、それを受けて我々としても問題意識をそういったところにもちょっとフォーカスしていかないといけないなと自覚してきて、何ができるか、どういう問題があるのかというのを模索し始めたというところで、ご指摘の通り、現状今、取りまとめようとしている計画の中では、ちょっと不足してるというか、あまりこの具体の施策も含めて結びつきがなかなかないにご指摘いただいているのは、おっしゃる通りだと思っています。

そこは、まさに今後、いろいろ取組を進めていこうという段階であり、次の計画の改定期とか、より具体的な施策だったり、力点のある記述を追加していくような、今ちょうどそういうタイミングでございまして、問題としては捉えてきているところですが、今回の計画の中で、なかなかまだ反映しきれてないというか、政策をこれからいろいろとやっていこうという状況だにご理解いただければと思います。以上です。

○太田子どもみらい部長

私の方から少し補足をさせていただきます。

ユニバーサルな居場所については、後程ご説明する条例の中でも、1条を設けまして、子どもだけでなく地域の人とか多世代の人が来られるような居場所をイメージした条文で、居場所づくりをきちんと県が取り組んでいくという、条例に位置づける予定をしています。それで具体の事業としては、例えば今年度試行的にやっているんですが、スポーツクラブと連携して、夏の子どもの居場所をつくるというモデル事業を県でやっています。モデル的にやってみて、こうした取組が横展開で広がりが持てるようになるといいなと考えておりますが、まだ様々な新たな取組を今後進めていく必要があると思っております。

それから中退前と後のお話、やっぱりパノラマさんがやってらっしゃる校内カフェみたいなところは、学校と外の機関をつなぐ、大変大事な役割を果たしていると思っています。これについても、県として何とか施策として位置づけることができないかを、今財政当局も含めていろいろ検討しているところです。

この事業を取っ掛かりに、また岩崎課長が先ほど説明したように、取組の広がりが持てるといいなと思っております。以上です。

○長谷川部会長

鈴木さんよろしいですか。

○鈴木委員

はい、ありがとうございます。今後さらに発展していくことを祈って議論を続けていければと思います。ありがとうございます。

○長谷川部会長

私もこの部会は若者施策部会だから、やはり若者のことがピックアップされた施策について、十分反映させるという部会なんだと思うんです。

私も居場所のところで、民間事業者等というのがすごい引かかってしまうんです。広域的にという意味になってしまうと受けとめています。資本力のある民間企業が導入されて、資金力のないNPO法人等が駆逐されるということは非常に心配をしています。だとしたら、ここは民間事業者ではなく、もうちょっと違う表現にした方がいいのではないのかと思った次第です。

それは、やはり、さまざまな県ですでにそういうことが明らかになっているんです。やはり、小さな、地元根差して、地元で丁寧に活動している個人や法人が、居場所の担い手になっていく方が、自治という観点からもとても大事なことではないかなと感じているところです。

あと、先ほど岩崎課長がおっしゃられましたが、この計画の改定は5年後ですね。どうなんでしょうか。

○岩崎課長

基本的に5年なんですけれども、中間見直し等も想定されます。

○長谷川部会長

それは担保されているってことですね。はい、わかりました。阿比留さんお待たせしました。

○阿比留委員

はい。ありがとうございます。鈴木さんと長谷川さんのおっしゃることと重なるんですけれども、やはりせっかく若者部会ですので、若者に関しての施策を、抽象的な形ではなく、具体的に位置付けていただくということにご努力をお願いできればと思います。

その際に、横浜市はちょっと神奈川県と違う独自の展開をされているとは思って

すが、すでに行われている施策を、もう少し広域的に実施できるようなことを考えていただくこともあり得るのかと思いますし、また、長谷川さんがおっしゃったとおり、地元根差した団体が運営をしないと、立ち行かなくなったら急に撤退するというところであるとか、子ども・若者との関わり継続性が担保できなくなるということがあると思いますので、その点に留意した文言というのをさせていただければと思います。

その上で、今日のパワーポイント資料の7頁にあります、これは子どものことになりますが、2-2の子ども若者の社会参画意見反映のところ、「2 社会参画や意見表明の機会の充実」のところ、「児童相談所における子どもの意見表明権利の確保」ということが挙げられているんですけども、こちら報告書の38頁も見てみたんですが、ちょっと具体的な記述に欠けるかなと思いましたので、アドボカシー機能が発揮されるようにするにはどうしたらいいのかということについて、具体的に書いていただくことが。

38頁に具体的な内容が記述されているかと思いますが、ここだと具体的に何をするのかという、どうやると意見表明権が確保されるかということが明らかになっていないように私には読めますので、記述を工夫するというよりも、具体的にそれを実現する方法をご検討いただきたいと思います。

また、パワーポイントの8頁目のところでは、みらいキャンパスを挙げて、「オンライン上で多様な子ども・若者の意見を聴取し、フィードバックを公表します」とあるんですけども、こども家庭庁の子どもの意見を聞くというのと、結構重なる部分があるんですが、聞いて、フィードバックを公表しますというのは、あまり対話的ではないというか、キャッチボールがないわけですね。なので、「聞きました」、「アンサーします」というのは、果たして子ども目線であり、対話なのかということが、ちょっと疑問だなと思ひまして、そんなにフィードバックしやすいような形で、子ども・若者が意見を言えるかどうかというのと、また別問題ですし、最初から具体的に提言できる子ども・若者ばかりではないと思いますので、何か意見を聴取してフィードバックするという、1回のやりとりではない、一過性のものではないやりとりができる機会がないものかなというのか、投げる数ではないキャッチボールのような仕組みをご検討いただけたらと思います。

また、12頁では「コンセプションケアの推進」ということが書かれていますが、10月に国連女性差別撤廃委員会の日本政府審査が8年ぶりに行われたところだと思います。その中で、SRHR、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツが、きちんと位置付けられてないところが問題だということが、話題に挙がっていたと聞いております。そう考えると、性及び妊娠に関する正しい知識を身につける、健康管理を行うことももちろん大事なんですけども、せっかく子どもの権利条約を位置付けた、

こども基本法に基づいてやるのであれば、やはりこのSRHRの視点というものを位置付けられないものだろうか、まさに今、国連の日本政府審査も行われているものですから、ぜひ反映していただきたいなと思います。

また、13頁で、「子ども食堂への側面的支援」とあり、「寄付物品の受け入れに係る物流や保管場所等の課題解決」とありますが、実際に具体的にかかってしまうお金の問題であるとか、人材、運営の問題というのが、結構大きいと思いますので、運営へのサポートというものは何か考えられないものだろうかと思います。

次に、14頁の「神奈川ケアラー支援ポータルサイト」について、ヤングケアラーに対する支援というのはもちろん大事なんですけれども、実際にどのような支援が可能なのかということを見ると、ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するという話だとか、県民の方にケアラーの置かれている状況について周知するという事なんですけど、実際どういう支援が可能なのか、やはりヤングケアラーは何で生まれるかっていうと、ケアしなければいけない人がいるからで、ケアしなければいけない人に対するケアが提供されなければ、ヤングケアラーは解消されないの、その子ども本人のみに支援が限定されるようなポータルサイトなのか、それともヤングケアラーの状況が解消されるように、ヤングケアラーがケアしている人の支援が拡充されるような取組というのが可能なのかということについてぜひご検討いただきたい。やはり子どもの貧困は家庭の貧困であり、子どものヤングケアラーの問題は、家庭内のケアが必要な人の問題ですので、ヤングケアラーだけを対象にしてもヤングケアラーは楽にならないのではないかと思います。

最後になりますが、17頁の「高校中退の予防」のところ、先ほどお話に上がったような校内居場所のような具体的な施策を挙げていただけると、よりいいなという気がして、もちろん地域若者サポートステーションは大事なんですけれども、それって高校中退の予防に効くんだろうか。ちょっとこう配置が違うのではないかという気がしますので、中退前にできる支援みたいなものを考えていただきたいということ。

また、14番の「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」ということについては、自治体が結婚支援をするのかどうかということについては今触れないでおきますが、どういうふうに家庭生活を始めていくか、新生活始めていくかというときに、結婚、家族形成に限らず、自宅からの自立ができない若者の背後には居住の貧困というのがありますので、居住支援のようなものというのは、入りえないのでしょうか。

私は、他の自治体でも、子ども・若者支援育成協議会の委員をしたことがあるんですが、そのときにも、地域の委員の方から居住支援への要望、家族形成に伴う居住支援の要望があったので、もしそちらについても可能であれば、ご検討いただければ

と思います。以上です。

○長谷川部会長

阿比留さんありがとうございました。5点について、ご質問、ご意見をいただきました。事務局いかがでしょうか。

○太田子どもみらい部長

私から順次お答えできる部分についてお答えをしていきたいと思います。

最初に、子ども・若者の意見表明権の話がありましたけれども、今年度から、「子どもの声センター」というのを神奈川県で始めまして、意見表明支援員という、スキルを持った専門家の方が施設などを訪問して、子どもと対話をして、それを実際の支援に反映させていくという取組をしていますので、そのあたりを具体的にちゃんと手段、手法がわかるように、この辺は書いていくべきかなと思っております。ありがとうございます。

それから、子どもの意見、子ども目線会議とか、子どもとのキャッチボールの仕組みの検討ということでした。

確かに、1回でご意見をもらって、反映させましたとか、フィードバックとかそう簡単にできるような問題ではないと思うんですけども、今オンラインで子ども目線会議、デジタル版子ども目線会議というのをやっておりますけれども、その中で、例えばコーディネーターみたいな方、ファシリテーターが子どもの意見を引き出すような役割をして、そこで少しやりとりをするようなことも考えておりますので、ここはそういったキャッチボールができるようなしっかりと子どもと意見交換をして、意見を形にできるような、そういった取組も必要かなと考えております。

それから、子ども食堂の方は、運営面、資金面、運営面でのサポート、今、協力金という形で、県は団体さんに運営面の支援をしておりますけれども、引き続き団体さんの意見を聞きながら、どういった支援ができるのかということを検討していきたいと思います。

それから、高校中退のお話は、先ほど言った校内カフェみたいなのが、具体的に書けるといいなと思うんですけども、なかなかまだ財政当局と折衝がついておらず、その辺をちょっと具体的に書けないまでも、考え方として少し伝わるような書き方の工夫というのができるといいなと考えております。

○岩崎青少年課長

居住支援については、計画の130頁に、「結婚に伴う新生活への支援」の項目があ

りまして、後程ご覧いただければと思うんですが、

○阿比留委員

新生活への経済的支援ということなんですが、一回性のものでなく、例えば家賃5万円で住める2DKのアパートの提供とか。

○岩崎青少年課長

ハードの提供ということでしょうか。一応こちらはお家賃も含めた支援、国のものなんですけども、今、県の事業としては、市町村が基本的にやっていただいて、そこに対して国と県からお金が出るっていう形式なので、具体のことは書いてないですが、例えば、その新婚で賃貸で住まわれた方でも、一定期間のお家賃も含めたものは支援をするという仕組みなので、そういう意味であれば、今現在あるのはこれですということだけちょっと申し上げたいと思います。

○阿比留委員

比較的中長期的な経済的支援だという、1回150万円あげておしまいとかそういう感じではないということですかね。

○岩崎青少年課長

そういった意味では、中長期に、結婚した方に対して10年とかそういったものではないです。確かにそういった意味では、1年とかです。一定の期間内でのご支援という形なので、そういったところは、今この現在のメニューの中に入ってないです。以上です。

○阿比留委員

10年とは言わないんですけど、2年ぐらいあるといいのかなっていう気がします。

ありがとうございます。あと、SRHRのプレコンセプションケアについても、ちょっとご検討いただけたらと思います。いろいろ前向きにありがとうございます。

○長谷川部会長

はいありがとうございます。

私も質問させてください。

今阿比留さんもお指摘されたところですが、13頁の、子ども食堂への側面的支援のところ、側面的支援があったほうが良いと私も思うんですけども、そこにマッチン

グコーディネーターという、そのゴシックで表現されてる部分がありますよね。このマッチングコーディネーターというのは、独立した人なのか。或いは今フードバンクの方がものすごい苦勞して行っている仕事内容だと思うんです。

ここは、フードバンク等の職員が、マッチングコーディネーターという役割を持ち、そこに何か経済的な支援をいただけるのか。

つまり、危惧してるのは、今非常にご苦勞されている、食料を保管する場所がないから、実費でアパートを借りているなんてご苦勞されてるんですけども、このマッチングコーディネーターを新たに設置することによって、フードバンクの活動が妨げられるっていうことがあってはいけないように思うんです。

そういう意味で、このマッチングコーディネーターというのは一体どういうものなのかと教えていただけたらと思います。

○太田子どもみらい部長

今おっしゃった、まさにいろんな企業さんから寄付はたくさんもらえると。でも、それをどこの団体にどう配分していいかというところは非常に大変だということで、中間支援団体の方にマッチングコーディネーターを置いて、それぞれの子ども食堂さんとやりとりをして、もうすでにこれは実施している事業なんですけど、ちょっとどこの団体にフードバンクなのか中間のネットワークの方なのか、ちょっと今確認をして、また改めてお答えをさせていただきます。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございますよろしくお願いします。

ではまた進めて参りましょうか、ご質問、ご意見承りたいと思います。いかがでしょうか。伊野さんお願いします。

○伊野委員

ありがとうございます。

阿比留委員と被る項目のところもあります確認させてください。

1つ目が、若者の声を届けるという項目に関してですが、いろいろな自治体で、若者会議ということ自体は同じような取組が行われていると思っておりまして、また先ほど会話のキャッチボールという観点の話が出ておりましたが、おそらく今回公募での募集になると思うんですけども、やはりそういったところで、なかなか手を挙げられない方々のためにも、個別の取組についてお言葉をいただくというところが必要なかなと思っていますので、もし会議の形態と合わせて、そういったところも検討

されてるかということを確認したいです。

また、実際若者が参加するにあたって、若者の声、いろいろな方々の話を聞くというところも大事なんですけど、その一方で、やはり若者の社会参加という意味でも非常に重要な観点かなと思っておりますので、そういった参加してくれた若者たちが、自分たちがよかったと、参加できたなというところが、ただ話を聞くだけではなく、いろいろな立案とか、そういったところで若者に還元できるところが1つでもあるといいかなと思っております。

もう1つは、就労に関してですが、まず1つ、先ほどもちょっとお話が出ておりましたが、高校生の就労というところが、恐らくは素案の114頁あたり、社会的、職業的自立に向けた学習、あと社会保障教育という項目があるんですけども、やはりそこらは実際に就職をするというよりも、その前に、キャリア教育というところの観点が多いのかなと思っております。当然ながら高校生ですので、進学する方も多いいかなと思うんですけども、実際に高校生の就職というのはやはりなかなか独特な形式になっておりますし、また、1人1社制という観点もありますので、実際のキャリアの支援、並びにその卒業後の未決定者を出さないような取組というのが、実際に1社しか行けないというルールはあるんですけども、インターンシップと書いてあると思うんですけども、もう少し学校と企業をつなぐところがある程度評価されてくるといいかなと思っております。

もちろんコンソーシアムサポート配置というところが書いてありましたが、こういったところはこういった方がもう入られるのかとか、間に入って調整を行うと記載がありましたけど、どのようになってしまうのかなというところがございます。

最後に、若者への就職支援というところで、127頁にありましたが、こちらはやはり若者と書いていますので、高校生年代以下は抜いたような形なのかなと思っておりますし、例えば地域若者サポートステーションも、全日の高校生は3年生の1月からしか利用ができないが通信制・定時制高校は一部利用ができます。卒業後にならないと高校生は基本には使えないという支援もありますので、そういったところはつなぎというところが何かあるといいなと思います。

127頁はおそらく、(1)の1から12までが就職支援、その次から地域づくりというところですが、この12種類が、年代で分けているのか属性で分けているのか進路で分けているのかというところが1つにまとめたように見受けられましたのでこういったところ、どの方面に向いて、対応していくかというところも引き続き、ご相談できればなというふうに思っています。

○長谷川部会長

伊野さんありがとうございます。

3点についてご意見とご質問をいただきました。事務局、いかがですか。

○太田子どもみらい部長

子ども・若者の声を聞くというところから、まず私からお答えします。

先生のおっしゃる通り、意見表明にすごく積極的な子どもがいる一方で、声を上げたくても上げられない、もしくは特に関心がないという子ども、そういった子どもにどうリーチするのかと、私たちもすごく悩んでいるところなんですけれども、1つは先ほど言ったデジタル版の掲示板というのを作ったことで、人前では意見が言えないけど、デジタル上で意見が言えるという場を作っています。ただ、そこも、どうしたらその掲示板に子どもたちが来てくれるのか、そこが今、大きな課題になっていまして、ぜひその辺の周知ですとか、子どもへのアプローチの方法とか、もし委員の皆様で何か良いお知恵があれば、ぜひアドバイスいただけるといいなと思っています。

それからアウトリーチとしても、引きこもりの子ども・若者たちが活動するような現場に行って、お話を聞くとか、アウトリーチをしていますけれども、知らない大人が来て、何か意見聞かせてと言われてもなかなか厳しいところがあるので、その団体さんのお力をお借りしながら意見をお伺いするような形で、少しずつ、1歩1歩ですが、進めている段階です。

引き続きこういった取組を進めていきたいと思いますので、ぜひアドバイスをいただければと思います。

○岩崎青少年課長

また、就労についてもご意見いただきました。ちょっと教育に絡むところもあるので、なかなかここでお答えすることが難しいところもあるのですが、ご意見いただいた部分に関しましては、所管課とも共有させていただきたいと考えております。

若者の就労に関しては、青少年課では、どうしても今サポステ事業をやっていて、おっしゃっていただいたような現役の高校生がというよりは、今高校に行ったりする事業もあるんですけども、一旦ちょっと就職が難しくなってから、大分経ってから支援するというようなところがあって、先般、校内カフェの話題もありましたが、在学中からいきなり県に相談にも来てくれないだろうということで、そこをどうしていくかということが課題という認識はございまして、就職がきちんとできるかどうかというところが、その後の人生にも関わってくるというか、支援の視点として非常に大事だと考えておりますので、そこにどう施策を打っていくかを検討しているところでございます。以上です。

○長谷川部会長

ありがとうございました。またご検討いただきたいと思います。

大分時間が押してきていますが、ご意見、ご質問を承りたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。いろいろと検討と確認をしていただいた上で、それを反映していただくということで、議事については、一旦終了させてもらってもよろしいでしょうか。

乾さんお願いします。

○乾委員

さっき高校中退の予防というところでいろいろお話があって、高校中退の予防もすごく大事なんですけど、高校中退後の居場所が本当に少ないなと思っていて、学び直し支援事業、高校の再入学については、書いてあるんですけど、自分で高認試験を受けようとしている若者に対しても、何か支援とか勉強できる場所があったらいいなと思いました。

あと、自分も施設を出て19歳くらいのときにいろいろな居場所を探したんですけど、やっぱり高校生くらいまでは、市町村でも、民間でもいろいろな居場所があるんですけど、やっぱり、中学卒業、高校卒業した後、19歳、20歳前後の年齢になると、本当に居場所がなくて困ったので、子どもだけでなく、この20歳前後の若者の居場所も増えたらいいなと思いました。

あと、先ほど、子どもが自分の意見を言えるにはどうしたらいいかという話があったと思うんですけども、僕は、虐待で保護されたとき、子どもシェルターで、「あなたが意見を言うことは、あなたの権利なんだ」と言われて、子どもの権利を初めて知ってから、自分が意見を言うこととか自分の気持ちを言うことは、言っちゃいけないこととかわがままじゃなくて、言っていることなんだということを初めて知れて、だったら自分の気持ちを言おうというふうに思えたので、その子ども自身に自分の持っている権利を知ってもらおうっていうのは、すごく大切なんじゃないかなと思っています。

○長谷川部会長

乾さんよろしいですか。

とても重要な3つの視点を今いただきました。乾さんの意見もしっかり受けとめて、反映させていくという扱いにさせていただきます。ありがとうございます。

では次の議題に行かせてください。

○太田子どもみらい部長

すみません部会長、先ほどの食堂の確認ができて、コーディネーターは、子ども食堂の中間支援団体である「かながわ子ども食堂ネットワーク」の世話人の5の方がやってくださっています。各子ども食堂でも、コーディネート機能ができるように、令和5年度から人材育成も県としてやっていますので、皆さん負担が軽くなるよということ、引き続きサポートしていきたいと思っております。以上です。

○長谷川部会長

ご教示ありがとうございます。

では次の議題に行きましょう。議題2は、「令和6年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰受賞者」になります。

事務局の方からご説明お願いいたします。

○青少年課 福岡主任主事

(資料2に基づき説明)

○長谷川部会長

ご説明ありがとうございます。

では、88名の候補者、団体の表彰について今ご説明いただきましたけども、ご質問やご意見ございますでしょうか。深町さんお願いします。

○深町委員

ありがとうございます。私、このような表彰候補の名簿をいただいたのが今回初めてだったんですけれども、この内容で承認してくださいと言われれば、「はい」とは言うんですけれども、どういう部分をこの場で審議したらよいか、余りにも手元の情報が少なすぎて、よくわからないというのが正直な感想です。私はこの分野をよく知らない、青少年指導員とは何をやってる人なんでしょうか。あとは団体に関しても、今回は青少年の自立支援で5団体の推薦がありましたが、他にも非行防止とか環境浄化とか様々な分野がありますので、これだけだと分野的に偏っているようにも見えるんですが、このような候補者の決め方や、どういう団体を表彰するかについて、当部会の委員として何か検討できるものはあるのでしょうか、というのが、素朴な質問としてございます。

もちろん、候補者個人の調書を見たいと言えばきっと見せていただけるんだと思う

んですが、何を基準に候補者を選べばよいのかを審議しようがないので、どうしたらよいかと戸惑っているところです。今までこの表彰に対して委員として関わってこられた方々がもしいらっしゃれば、その辺を教えていただくとありがたいと思いますし、今後若者部会でこの検討をやっていくにあたっては、どういう目線で審議したらよいかということについて、もう少し議論してある程度目線を合わせておく必要もあるのかなと思ったんですけれども、情報提供いただければありがたいと思います。以上です。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

○岩崎青少年課長

深町委員、ご意見ありがとうございます。

まず、表彰のポイントに関して申し上げますと、先般ご説明した要綱の青少年の非行防止ですとか、その育成、自立支援等々に関して、各主体、基本的に市町村なんですけれども、市町村からの推薦を受けた皆さんを名簿にご提示しております。

この皆さんの詳細なデータがあるわけではないんですけれども、基本的な流れとしては、それぞれ皆さん、青少年指導員ですとか、子ども会とかそういった地域で様々な活動をされていて、市町村としてその方がこの表彰にふさわしいという形で推薦が上がってきました。特にご異議がなければ、その推薦を認めていただきたいというところがまず1つございます。

青少年指導員に関しましては、神奈川県では、県と市町村それぞれから委嘱をされている、地域の青少年の活動、スポーツ大会であったりとか、子ども会に近いんですけれども、そういった活動をされているところに、いわば立候補だったり推薦だったりの形で、地域の皆さんがその余暇を生かして、青少年や子どもの指導とか、一緒に遊んだりとか、ちょっとした目配りだとかをしていらっしゃいます。青少年補導員になると、夜回りをして非行をしてないかとか、もうちょっと早く帰りなさいとか、そういった活動なんですけれども、スポーツ推進員ともまたちょっと違って、伝統的に存在していて、今は神奈川県内に各地域5,000人弱くらいいらっしゃるんですけれども、古くからそういった様々な役割を兼ねて、綿々と受け継がれている、青少年の非行防止だったり保護育成というところで活動されている皆さんということで、市町村との繋がりも歴史的な問題もあって深いので、そういった方々がある程度順番に市町村から推薦をされています。

あと、団体に関しましては、今年度から初めてで、この後もしかしたら皆さんからご議論あるかもしれませんが、この表彰は昭和 47 年からやっているということもあって、ある意味コンサバティブな表彰になっており、昨今の子ども・若者支援という観点からいって、皆さんは今現役で頑張っている方なので、どうこう言うのは恐縮ですが、要は、もうちょっと違う視点からの表彰もあるのではないかとということがあり、今年度から新たに団体という枠を追加して、子どもの活動をされている NPO さんとかを挙げて、より現代で若者のために頑張っている方も入れようと改革を始めたところです。

団体が偏っていることに関しては、本当に初めての取組なので、市町村さんにも一通りお願いをしたんですが、やはり伝統的なものもあってあまりそういう発想というか、コネクションがない中、今回、市町村さんからご推薦がなかったので、庁内の次世代育成課の方で、とにかく何かしら団体を出していくという経緯であり、ある意味この制度そのものを段階的にアップデートしていきたいというのがあります。

そういうわけで、今年度からいきなりバラエティに富んだ団体をお出しするのが、なかなか難しかったところがありまして、そういった流れで、今、こちらで皆さんにお諮りしているというのをお伝えしたいと思います。以上です。

○深町委員

大変詳しくご丁寧な説明をありがとうございました。基本的には、市町村が個人の方に関して推薦された方を、そのまま名簿に挙げていて、それが一応定員内に収まっているということで理解いたしました。

先ほどの青少年指導員についてのご丁寧な説明もありがとうございます。勉強になりました。補導員よりは少し軽めで、育成面を少し目配りされているような、そういう立場の方、そういう地域の方という位置付けだということもよくわかりました。

団体については、今回初めての試みということで、この部分が、今後議論の対象になっていくのかなと理解しました。今後、市町村や県が、候補となりそうな団体をどう中立的に集めてくるかが 1 つの課題になってくるのかなと思いました。ありがとうございました。

○長谷川部会長

ありがとうございます。

私も、青少年問題協議会の部会長をしてきましたので、この件についての課題はよく認識してるつもりなんですけど、青少年問題協議会は解散をし、本審議会に合併したと。だけど、この表彰が残ってるんです、国レベルで。これがどうしたものかと、国

が整理しないとなかなか都道府県、市町村で、もう 50 年間続いている制度なので、中にはこの表彰を楽しみにしながら指導員の活動をされてる方もいらっしゃるので、廃止にはできないけれども、でも今後この子ども・若者みらい計画を新しく作る際に、新たに「子ども・若者支援何とか表彰」というものを作っていかないと、やはり現代の子ども・若者が置かれている状態と表彰制度がマッチしてないと、個人的には感じているところです。

事務局のご提案の個人 88 名及び団体を認めるという議決をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では議題 2 については、議決されました。

事務局の方で何かございますか。

○青少年課 福岡主任主事

今後の表彰に関しての予定でございますけれども、令和 7 年 2 月 11 日（火曜日・祝日）に、紅葉ヶ丘の県立青少年センターで、別の「青少年育成功労者表彰」と合わせての表彰式を開催予定となっております。

詳細な出席依頼ですとか、日程の詳細は後日改めて委員の皆様にお送りいたしますので、ご確認いただければと思います。

また、重ねてお願いを申し上げます。お手元の名簿については、郵送したレターパックで、ご返送いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上になります。

○長谷川部会長

ちなみに私は、2 月 11 日に部会長ということで表彰式に出席させていただきます。

さて、では報告事項が 1 点残っております。

「神奈川県子ども子育て支援推進条例改正素案」について、これは議題ではなくて報告事項ということです。事務局の方からご説明お願いいたします。

○次世代育成課 七浦グループリーダー

（資料 3 に基づき説明）

○長谷川部会長

これは報告事項であります。ご質問等ございましたらお寄せいただけますでしょうか。

七浦さんに質問なんですけども、11頁の「権利」を「人権」に変更になりましたよね。県議会での議論が反映されたということによろしいですか。

○次世代育成課 七浦グループリーダー

さようございます。厚生常任委員会に報告させていただいて、様々議論いただいたところですけども、人権を守っていくという強い思いをご意見としていただきましたので、それを反映させていただいたという状況でございます。

○長谷川部会長

これは県庁内の法令審査でも、「人権」でよしという考えですか。まだこちら確定じゃないんですよ。

○次世代育成課 七浦グループリーダー

県議会の後に法令部門と調整をさせていただきまして、今のスライドに記載しているような形であれば良いだろうということでした承いただきました。

○長谷川部会長

子どもの権利条約があって、こども基本法ができて、つまり「人権」が具体的な「権利」として登場してきたにも関わらず、この条例では「人権」になるんですね。そこにすごく違和感があり、「人権」をより具体的に保障していこうというために、この推進条例を作るんですよ。

それをまた非常に抽象度の高い「人権」にするというのは決して間違っていないだろうけども、逆に理念的なものに置き換えられて子どもたちの具体的な権利が、認識されにくいということはないかなと感じたのです。これは報告事項なので、意見表明です。

他の委員の皆さん何かご質問等があればいかがですか。はい、深町さんどうぞ。

○深町委員

私も「権利」と「人権」という言葉の違いを自分の中ではっきりと使い分けをしているわけではないんですけども、子どもの権利条約という名称がかなり浸透していただけない、ちょっと違和感がありますが、この内容で進めるということであれば、概ね了解しました。1点、子どもの定義について、様々な意見が出たので削除されたというご報告がありましたが、おそらくこの部分は、個々人で思うところが異なるので定義するのが難しいのだらうと思います。生物学的な目線に立つべきか、発達的な

目線に立つべきかで、使用する言葉も違ってくるので、子どもの定義づけができないという点は致し方ないかなと思いました。その対応として、個々の条文の中で、どういう状態の子どもを指すかを明記していくとも書かれていますので、今後どういう人たちを「子ども」と定義してこの条文の中でやっていくのかについては、委員としても我々も慎重に見なければいけないのかなと思いました。

以上です。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

他に委員の方、ご質問等ございますか。

○次世代育成課 七浦グループリーダー

深町委員ありがとうございました。先ほど長谷川部会長からいただいたご意見に少し補足させていただきたいと思います。

深町委員からもお話がありましたが、大枠として人権を守っていくという思いがあるということで、今回反映をさせていただいたところですが、「権利」という部分につきましては、子どもの権利条約の4原則を、基本理念にも明記させていただいて、権利を守っていくというところは、この条例全体を通して貫いているところでございます。

「人権」を大きな意味で捉えると、順番が違うというのはご指摘のとおりと思いますが、実際に条例に基づく施策を打っていく場面に関しましては、きちんとその「権利」を守っていくことは基本理念のところに書かせていただきましたので、そこはしっかりやっていきたいと思っております。以上でございます。

○長谷川部会長

はい、ありがとうございます。憲法学や公法学でいうと、「人権」というのは国家と国民との間の関係性や国民と社会的団体との間をもって、そこから出てくるものを「人権」と呼ぶんだという理解だとすると、言いたいのは、一般社会や僕たちの日常生活で言われてる「人権」と、法としての「人権」の概念が若干ずれてるように思うんですよ。この辺を、例えば県の法令審査で、県民よりの考え方に合わせたということで人権を使うのか、やっぱり法律的な概念としてどうなのかっていうところをご確認いただかないと、後で恥をかくことになるんじゃないかなと思っていて、私も2つの自治体で権利条例の会長とか委員長やってるんですが、やっぱり人権は使わないですもんね。特に地方自治体と県民との間の約束事となっていくわけですから、そこ

をご確認いただけたらなと思います。

他にございませんか。よろしいでしょうかね。

では、本日の議題及び報告事項は以上となります。ここで進行を事務局にお渡ししたいと思います。皆さんご協力、感謝申し上げます。

○青少年課 水本グループリーダー

皆様本日はお忙しい中、長時間にわたりご参加いただき、ありがとうございました。最後に事務連絡でございます。本日の部会について後日、議事録の確認依頼をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、表彰に関する個人情報の書類につきましては同封の返信を封筒により、ご返送いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、第3回若者政策検討部会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上。